

佐賀県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町鶴字鶴籠二五二 ○番一地先から 神崎市神埼町鶴字鶴籠二六五 一番一地先まで	神崎市神埼町鶴字鶴籠二五二 ○番一地先から 神崎市神埼町鶴字鶴籠二六五 一番一地先まで
	前	後
	幅員	延長
	メートル	メートル
	一八・二	二八・二
	一八・二	二八・二
	一八・二	二八・二
	一八・二	二八・二